

メンタルヘルスシステム

MHA・System

従業員 50 人以上の事業場について、

ストレスチェックの義務化制度 が施行されます

平成 26 年 6 月、ストレスチェック及び面接指導の実施を含む労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布されました。それにより事業者は、常時使用する労働者に対して医師・保健師等によるストレスチェックの実施が義務づけられます。(平成 27 年 12 月 1 日施行)

● 目的

労働者自身によるセルフケア及び職場環境改善を通じメンタルヘルス不調の未然防止を図る一次予防を目的としている。

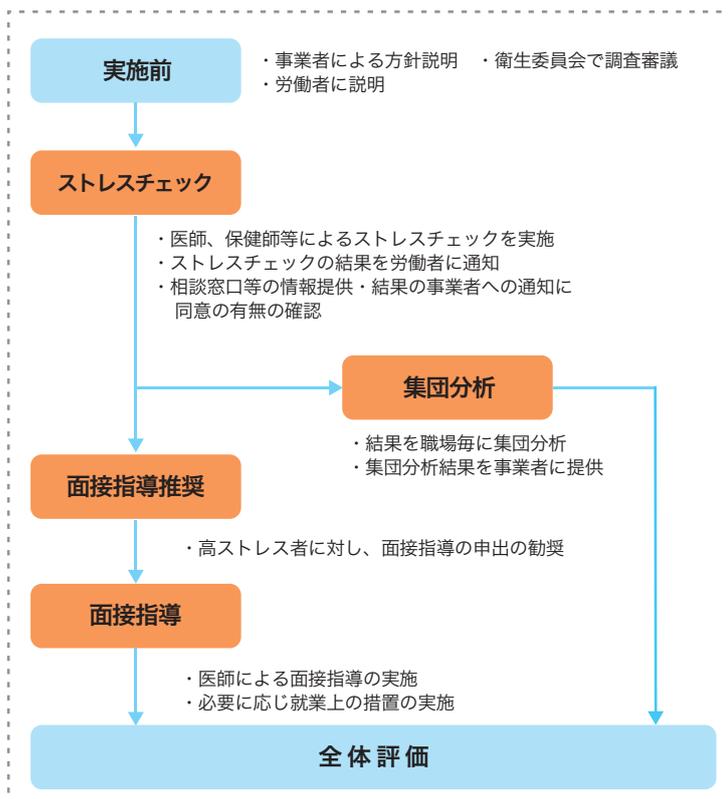
● 実施方法

- ・ 1 年以内ごとに 1 回以上
- ・ 一般定期健康診断と同時に実施することが可能
- ・ 調査票によることを基本とする (ICT 可)
- ・ 実施者には事業場の状況を日頃から把握している産業医等が選任されることが適当 (外部機関への業務委託可能)



● ストレスチェックの項目

「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」及び、「周囲のサポート」の 3 領域に関する項目を全て含んでいる、「職業性ストレス簡易調査票」(57 項目の調査票)を活用。



厚生労働省の報告書では、企業がストレスチェックの実施の業務を委託する「外部機関」とは、「ストレスチェックや面接指導の実施そのもの又は実施における補助的な業務を企業から業務委託されて実施する企業外の組織をいい、メンタルヘルスサービス機関、健診機関、健康保険組合、病院、診療所等」と定義されています。



ストレスチェックが義務付けられた企業のメンタルヘルスチェックに関するサポート体制の構築



契約企業へ
健診機関・健康保険組合としての
優位性をアピール

ストレスチェック義務化による作業負担および厳密な情報管理



実施者の負担増加

- ・ ストレスチェックの実施
- ・ 高ストレス者の抽出
- ・ 面接指導等の勧奨
- ・ 集団分析の結果の作成及び報告
- ・ 面接指導の実施



厳密な情報管理

- ・ 5年間の保存義務
- ・ 労働者の同意なしに事業者は結果を参照することができない
- ・ 個々の労働者の受検の有無の把握および受検勧奨（事業者）



**システム化にて
作業負担が軽減
され、義務化への
対応が可能！！**

「MHA・System」について

システムだけでなく、お客様の状況に応じた運用方法を含め、ご提案させていただきます。

MHA・System
by OCR

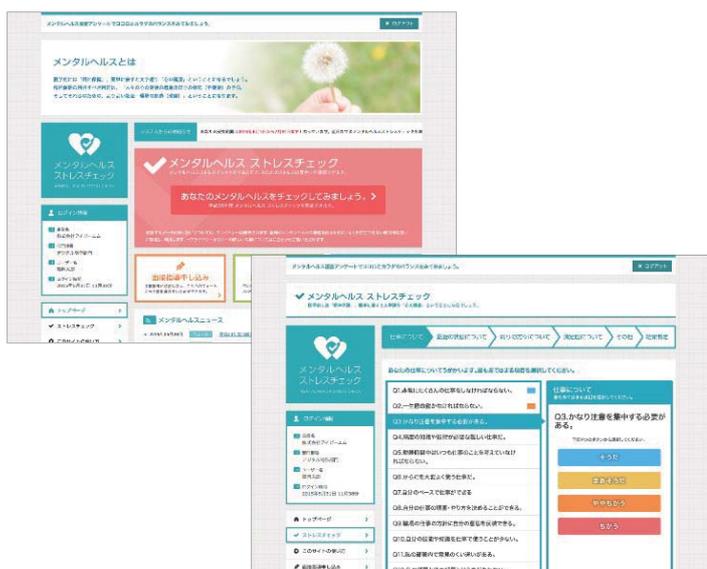
→ OCR 機器を使用した
CLOSE 型システム

MHA・System
by WEB

→ インターネット環境を利用した
OPEN 型システム

ご提案パターン	案 1-I) 紙運用：OCR 機有	案 1-II) 紙運用：OCR 機無	案 2) 紙+WEB 併用運用	案 3) WEB 運用
特徴	労働者は事前に配付されたチェック用紙にて受検。OCR 機器にて記入済み用紙の取込を行い、データ化。	施設内にストレスチェック専用端末を設置。労働者は事前に配付されたチェック用紙を持参するか、設置端末にて受検。紙利用の場合、記入内容を手動登録にてデータ化。	ネット環境がある労働者はネット環境の端末より受検。ネット環境がない労働者は、チェック用紙にて受検。紙利用の場合、記入内容を手動登録にてデータ化。	施設内にストレスチェック専用端末を設置。ネット環境がある労働者はネット環境の端末より受検。ネット環境がない労働者は、施設内にて受検。
懸案(一部)	機器購入や用紙印刷によるコスト増加	システムへのデータ入力作業が発生	システムへのデータ入力作業が発生	
利用システム	OCR	OCR' ※OCR 機器の接続は無し	WEB	WEB

↓ 画面サンプル



↓ 集団分析サンプル



★サンプルは予告なしに変更する場合がございます

<お問い合わせ先>

株式会社アイ・ピー・エム

〒815-0033

福岡県福岡市南区大橋 2 丁目 5-1

センターウイング大橋 2 階

TEL : 092-554-5341 FAX : 092-554-5342

